

国 立 大 学 法 人 京 都 大 学 大 学 連 携 研 究 設 備 ネ ッ ト ワ ー ク 利 用 規 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第3条 設備を利用できる者は、<u>大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム利用規約</u>（平成 22 年 3 月 8 日大学連携研究設備ネットワーク協議会決定。以下「<u>利用規約</u>」という。）第4条第1項の規定により予約・課金システムの利用に係る承認を受けた利用機関の教職員及び研究員とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 利用料は、<u>大学連携研究設備ネットワークシステム設備利用料算定要領</u>（平成 22 年 3 月 8 日大学連携研究設備ネットワーク協議会決定。）に基づき算定し、<u>予約・課金システムへ登録した料金</u>とする。</p> <p>(納付の方法)</p> <p>第7条 前条第1項に定める利用料の納付の方法は、次の各号の利用者の区分に応じ当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 他大学等の教職員及び研究員 <u>利用規約の規定</u>によるものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第12条 この規則及び協議会が定める規約のほか、設備の利用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<p>(利用者の資格)</p> <p>第3条 設備を利用できる者は、<u>大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム利用要項</u>（平成 30 年 10 月 3 日大学連携研究設備ネットワーク協議会決定。以下「<u>利用要項</u>」という。）第4条の規定により予約・課金システムの利用に係る承認を受けた利用機関の教職員及び研究員とする。</p> <p>第6条 (同 左)</p> <p>2 利用料は、<u>利用要項の規定</u>により予約・課金システムへ登録した料金とする。</p> <p>(納付の方法)</p> <p>第7条 (1) (2) (同 左)</p> <p>(2) 他大学等の教職員及び研究員 <u>利用要項の規定</u>により請求するものとする。</p> <p>(規則の変更)</p> <p>第12条 総長は、以下の場合に利用者の同意を得ることなくこの規則を変更できるものとする。</p> <p>(1) 規則の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。</p> <p>(2) 規則の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、<u>設備管理上の必要性</u>その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</p> <p>2 前項による規則の変更にあたり、規則の変更をする旨及び変更後の規則の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに本学ホームページへの掲示その他の適切な方法により、利用者に周知するものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第13条 (同 左)</p> <p>附 則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>